

5-5 民間の取組

5-5-1 業界団体

業界団体の取組については、オランダ木材貿易協会だけでなく、ベルギー織物、木材、家具事業者連盟に対するヒアリングを行った。またオランダ木材貿易協会からは、加盟団体となっているヨーロッパ木材輸入事業者連合についても情報を得た。

（1）オランダ木材貿易協会

オランダ木材貿易協会（Netherlands Timber Trade Association：VVNH）は製材、木質パネルの輸入を行っているオランダの事業者の団体で、加盟企業は約120社である。製材と木質パネルについてはVVNHの加盟企業の輸入量がオランダの輸入量の約65%を占める（VVNH 2019年ヒアリング）。

前述のようにオランダ政府は2004年に木材調達政策を導入したが、VVNHはその前年（2003年）に持続的に管理された森林からの認証材利用を増加させるという方針を定め、2010年には全加盟企業の入荷量の50%、2020年には100%を認証材にするという目標を立てて取り組んできた。このため全加盟企業に対し、毎年、全入荷量と認証材（FSCおよびPEFC）の割合の報告、それを増加させるための行動計画の提出を求めてきた。これらの報告を行わない事業者は除名される（STTC 2019年ヒアリング）。加盟企業からの入荷量データによると、現在VVNHの加盟企業が輸入した木材のなかで認証材が占める割合は2019年現在9割を超えている（VVNH 2019年ヒアリング）。残った部分について、各事業者によるデューデリジェンスが必要となる。

前述のようにVVNHはTimberChecker⁴⁸を設立したが監視団体としては機能させず、2013年に作成したデューデリジェンスシステム（加盟企業にのみ公開）を加盟企業に提供させている。図5.13にそのフローチャートを示す。フローチャートでは、例えば生産国の汚職度指数を基準に、デューデリジェンスで確認すべき情報の量が異なる。またこのデューデリジェンスシステムの検証は第三者機関に行わせることを推奨している（VVNH 2019年ヒアリング）。

VVNH加盟事業者は、原産地や樹種の確認は書類ベース（Chain of Custody）で行っている。現在までのところ、DNA、安定同位体、ブロックチェーン等の技術を樹種や産地同定に用いている事業者はオランダ国内にはいないということであった。VVNHは、加盟企業が違法材の輸入をしていることが裁判官によって証明された場合、1回目は警告、2回目は連盟への罰金の支払い、3回目は除名措置をとるとしている。しかしこれまで3件の判決が出

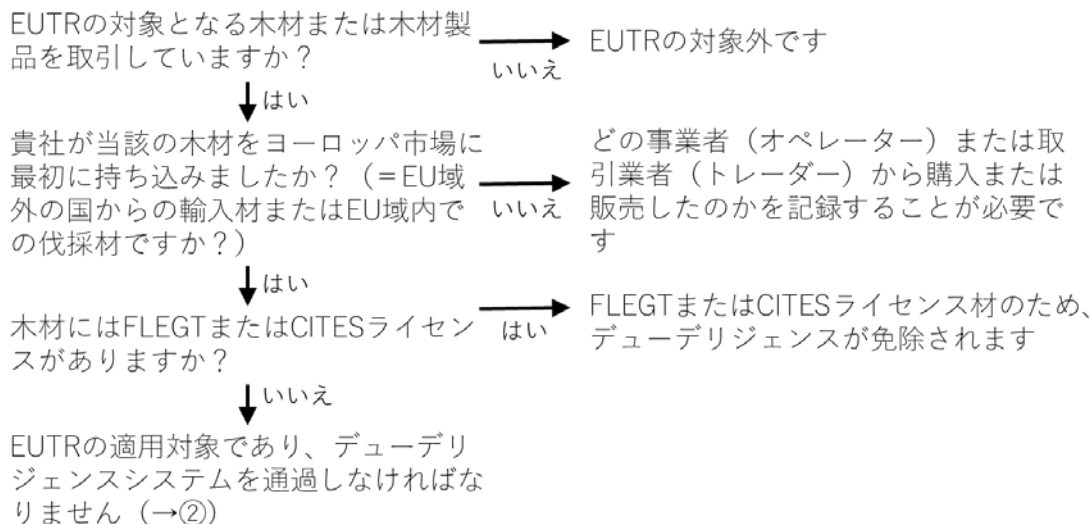
⁴⁸ <http://timberchecker.nl/>

たが、それらはデューデリジェンスシステムの不備や、トレーサビリティの問題に対する NVWA の執行を認めるものであって、違法材が輸入されたこと自体を認めた判決ではないため、VVNH が実際にこれらの処置を取ったことはないとのことであった（VVNH 2019 年ヒアリング）。

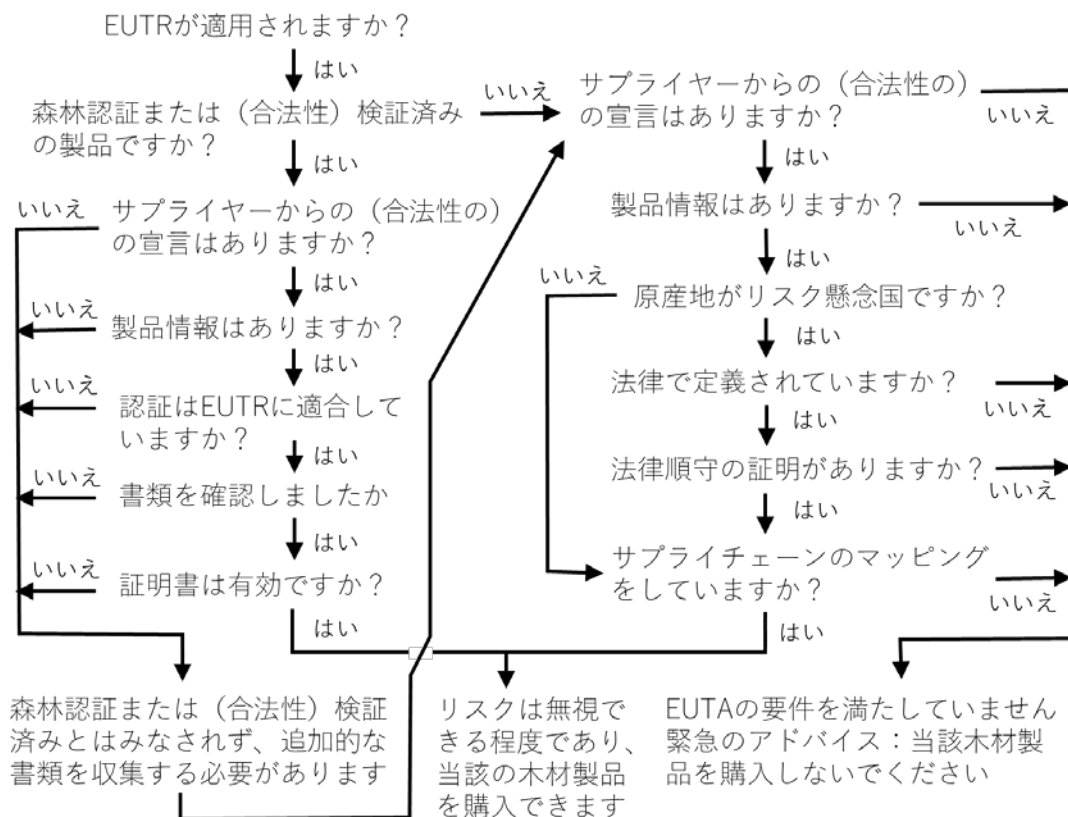
欧州委員会は EUTR をどのように改正すべきかについてのオンラインステークホルダー協議を 2018 年秋～2019 年 9 月に実施した。VVNH は、EUTR の対象となる木材製品をより広範なものにするべきであるという意見を提出した（VVNH 2019 年ヒアリング）。

図 5.13 TimberChecker のデューデリジェンスシステムのフローチャート

①デューデリジェンスの最初のステップは、EUTRが貴社と貴社の木材製品に適用されるかどうかを決定することです。



②EUTRを遵守するには、どのステップをたどる必要がありますか？



(オランダ語の原文を翻訳)

(2) ベルギー織物、木材、家具事業者連盟⁴⁹

ベルギーの木材輸入事業者の業界団体であるベルギー織物、木材、家具事業者連盟 (Belgian federation of the textile, wood and furniture industries : FEDUSTRIA) によれば、加盟企業のうち 35 社が木材・木材製品の輸入を行っている。家具、建具、ドアなどの製造事業者は FEDUSTRIA 加盟企業だが、紙・パルプ製造事業者は加盟企業ではない。加盟企業によるベルギーの市場シェアは把握していない。FEDUSTRIA は以下の 3 つの部会を持っており、全体会合とともに、部会単位での会合を開催している。複数の部会に属する事業者も存在する (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。

- 広葉樹製材品：アフリカ、ブラジルなどからの輸入
- 針葉樹製材品：EU 域内、カナダ、米国、ロシアなどからの輸入
- 木質パネル：東南アジア、ブラジル、中国などからの輸入

FEDUSTRIA は加盟企業に対し、合法材のみを扱う行動規範へのサインを義務付けている。かつて CITES 違反 (樹種名の偽装) を行った企業が FEDUSTRIA に加盟しようとしたが、メンバー間の協議でこれを認めなかったことがある。また FEDUSTRIA は加盟企業に対し、認証材利用を増加するという方針に対する署名も求めているが、特に数値目標は決めておらず、進捗状況のデータ収集なども行っていない (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。

FEDUSTRIA は他国の業界団体、ETTF、STTC、ATIBT などを通じて情報収集をし、加盟企業に提供している。また加盟企業のデューデリジェンスに資するため、2017～2018 年にガボン、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国の 6 カ国についてカントリーシート (非公開) を作成・提供した。カントリーシートでは各国でどのような情報を集めるのが特に重要かを示している。作成には外部の専門家を雇用した (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。2017 年頃まではカントリーシートに記載された書類を収集するだけでベルギーの管轄官庁の検査に十分対応できたが、2017 年以降ベルギーの管轄官庁の検査方針が強化され、このカントリーシートで情報を集めるのはデューデリジェンスの 3 段階の内、情報の収集に過ぎず、事業者はさらにリスク分析、リスク低減措置を行わなければならないという方針が示された (D 社 2019 年ヒアリング)。

また FEDUSTRIA は家具輸入事業者も加盟企業に含むが、木材に比べ家具の方が合法性の証明は難しく、加盟企業には認証 (FSC、PEFC) 製品を取り扱うようにアドバイスしているとのことであった。

これまでのところ、FEDUSTRIA 加盟企業は原産地や樹種の確認は書類ベース (Chain of

⁴⁹ <https://www.fedustria.be/>

Custody)で行っている。しかし FEDUSTRIA はブロックチェーン技術を持っているベルギーの会社と将来の導入可能性を検討する予定とのことであった (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。

(3) ヨーロッパ木材輸入事業者連合

ETTF (European Timber Trade Federation⁵⁰: ETTF) はオランダ、ドイツ、イギリス、スペインの木材貿易協会を会員とする団体で、以前はオランダに本部を置いていたが、2019 年 4 月にドイツに移転した (VVNH 2019 年ヒアリング)。ETTF は 2012 年に NEPCon の協力のもとにデューデリジェンスシステムのガイド「ETTF Due Diligence System⁵¹」を作成し、公開している⁵²。TimberChecker のデューデリジェンスシステムはこれを参考に行っている (VVNH 2019 年ヒアリング)。

⁵⁰ <https://www.ettf.info/>

⁵¹ https://www.ettf.info/sites/default/files/ettf_due-diligence-system-document_dec2012.pdf

⁵² <https://www.nepcon.org/newsroom/new-due-diligence-tools-european-timber-traders-0>

表 5.3 ETTF Due Diligence System の構成

名称	内容
Due Diligence System	ETTF Due Diligence System のガイドライン
Annex 1: Responsible Purchasing policy Template	事業者が ETTF Due Diligence System を使う際にサインする誓約書のテンプレート
Annex 2: Communications Protocol	ETTF Due Diligence System を使うことの発表方法の注意
Annex 3: Supplier consent letter template	事業者からサプライヤーに出す手紙のテンプレート。事業者が誓約書（Supplier Consent and Information Form）へのサインと、商品の情報を EXCEL フォームに記載して報告することを求める。調達先を事業者に開示したくない場合は第三者検証制度を用いてもよい。
Annex 4: Stepwise Process Flowchart	ETTF Due Diligence System のフローチャート
Annex 5: Risk Assessment Guide	リスク評価ガイド
Annex 6: Species List	過去に違法伐採が報告された樹種名とその一般名のリスト
Supplier Management Form	サプライヤーからの情報の収集と管理のための EXCEL テンプレート
Supplier Information Form	Supplier Management Form に記載する情報が不十分なサプライヤーから追加的な情報収集を行うための EXCEL テンプレート
Due Diligence Manual Template	事業者が自社のデューデリジェンスマニュアルを作成するためのテンプレート

5-5-2 事業者

オランダの 3 事業者、ベルギーの 1 事業者に対するヒアリングを行った。以下の記述内容はそれぞれ各社へのヒアリングに基づく。

(1) A ホールディングス (A 社)

① 基本情報

A ホールディングスは 9 つの会社から構成されるが、そのうち主に製材品の輸入を行っている A 社を訪問してヒアリングを行った。当ホールディングスの最も古い会社は 1797 年設立であり、A 社は 1889 年に設立された。A 社以外の当ホールディングス傘下の企業は針葉樹材や木質パネルの輸入を主に行っている。

当ホールディングスは103事業所を要し、2018年の利益は4,950万ユーロ。2018年には80万m³、7.2億ユーロの木材を輸入した。輸入しているのは製材品、合板などであり、原木の輸入は行っていない。このうちA社は毎年3.5万m³の木材を入荷している。98%はHardwood（オランダではcedarもこれに含まれるとのことであった）である。

当ホールディングス全体のサプライヤー数は約40社であり、主な輸入先は以下のとおりである。

- ガボン、コンゴ共和国、カメルーン：全てFSC認証材。アフリカ産のFrake (*Terminalia superba*)をA社がフィンランドに輸入し、高熱乾燥加工製材(Thermally modified timber)に加工し、オランダに輸入している例もある。
- ブラジル：2018年の輸入量はわずか。非認証材を含む。
- インドネシア：全てFLEGTライセンス材。
- マレーシア：全てFSCまたはPEFC認証材。
- 中国：全てFSC認証材。3社のサプライヤーからユーカリ、ポプラの合板、モールディングなど。
- ロシア：全てFSC認証材。
- その他：米国、カナダ、NZ、チリ、ウルグアイ

ベトナム、ミャンマーからは輸入していない。ただし取引業者（トレーダー）として、オランダ国内の他の事業者からFSC認証チェーンを調達している。

② デューデリジェンスシステム

合法性の確認は、傘下の9社それぞれではなく、当ホールディングスとして行い、監査会社であるSGSから転職してきたスタッフが担当している。当ホールディングスはオランダの木材・木製品輸入会社の中では大手であり、不正などあった場合、メディアに報道されやすいため、デューデリジェンスは丁寧に行っている。

サプライヤーごとの情報をEXCEL上で管理し、合法性の根拠となる情報や書類のコピーをリンクさせてデューデリジェンスの管理を行っている。

(A) 情報収集

当ホールディングスでは全てのサプライヤーに対し、契約前に、EUTRの合法性基準を満たした木材を供給する、必要に応じて追加的情報（森林管理計画、年間森林管理計画、伐採エリアの地図、伐採許可、伐採計画など）を提供するという書面にサインをさせている。実際にサプライヤーから森林コンセッション、工場、運送業者などの情報を年1回収集している。

また、サプライヤーに対して、インボイスに加えて各国の政府機関からの許可証や森林認証の証明書を提出させている。森林認証以外にも、Control Union の TLV (Timber Legality Verification)、SGS の Timber Legality & Traceability Verification (TLTV)、Bureau Veritas の OLB (Origin Legal Bois/Verified legal timber) などの第三者合法性確認証明も使っている。

トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (CPI) が低い伐採国 (ガボン、コンゴ共和国、カメルーンなど) からの木材製品については、FSC 認証材であっても、追加的情報の提出をサプライヤーに要求している。

(B) リスク評価

当ホールディングスは、サプライヤー・樹種ごとにリスク評価を行っている。リスク評価のための情報の収集は NEPCOM Sourcing Hub を主に利用し、各生産国からどのような文書が入手可能かを確認している。他に EIA、global witness、グリーンピースなどの NGO のレポートも確認している。

なお、インドネシアからの木材については FLEGT によって欧州委員会が合法性を担保しており、追加的な措置は必要ないと判断している (下記のインドネシア経由アフリカ材は除く)。

(C) リスク低減措置

当ホールディングスでは基本的にサプライチェーンの長さを短くし、伐採までのトレーサビリティを確実にすることに努力している。輸入先の国に現地駐在などは置いていないが、必要に応じてオランダから出張して現地確認を行っている。例えば、ガボンなどアフリカ3ヶ国の原木をインドネシアで窓枠フレームなどに加工されオランダに輸出されたものについて、アフリカの伐採コンセッションまで確認を行った。また、ブラジルの非認証材サプライヤーからの製材品については、現地で合法性が確認できる書類を収集している。

現在までのところ DNA、安定同位体による樹種・産地の確認は行っていない。

③ 管轄官庁による検査

オランダの EUTR 管轄官庁である NVWA による検査は 2014~2015 年頃に一度受けたが、この2年間は受けていない。その理由としては、リスクの高い樹種の輸入、リスクが高い国からの輸入を避けているからと認識している。

④ EUTR 導入による影響

オランダの国内市場では元々認証材普及の取組が進んでいたため、EUTR の導入によって

特に大きな変化はおきていないと当ホールディングスは認識している。また広葉樹は針葉樹に比べ持続的ではないというイメージがあり、近年需要は落ちているが、将来的には木材利用の環境への貢献が評価されて再度需要が上がると予想している。

(2) B社

① 基本情報

B社はオランダのユトレヒト州に所在する、フローリング材の卸事業を行っている事業者である。自社で加工はしておらず、約30年前から主に中国の製材業者から製品を輸入している。年間輸入額は1,000万USDである。製品の90%はヨーロッパオークで、年間7,000m³輸入をしている。フローリング材の中間層の部材はマツやスプルスなどの針葉樹を使っている。またMDFや、インドネシアや中国（原木の一部はソロモン諸島から）産の合板（Multiplex）も一部使用している。

② デューデリジェンスシステム

当社は中国からの木材調達について、サプライヤーからの書類による合法性証明を信用していない。中国においてはインボイスや森林認証証明書の偽造はありふれており、中国のマーケットで売られているオーク材はFSC認証材であっても信用できず、非認証材が混入されていることが多いと認識している。このため、以下に述べるようにサプライヤーとの協力関係を強化し、入荷量・出荷量のバランスを含めたモニタリングを行い、違法な木材の混入を抑制している。

EUの多くの事業者は違法伐採材対策として、合法性の根拠となる書類をサプライヤーから入手することに注力し、各国の管轄官庁もその成否を評価しているが、その方法は木材生産国でどれぐらい書類の使いまわし、偽造が横行しているかを理解していないやり方であり、違法伐採材の混入を防ぐためには必ずしも効果的ではないと認識している。当社と同様に中国から木材製品を輸入しているEUの事業者は多いが、中国のサプライヤーから提供された書類の真偽を確認することなく合法性の証明としている。例えば、当社のサプライヤーの社はイギリスの顧客に対し、当社向けの木材製品の原料の合法性証明書類をコピーし、その会社向けの木材製品の合法性証明として渡していた。

また当社は監視団体やコンサルタントを使っておらず、自社によって直接デューデリジェンスの管理を行っている。コンサルタントに依頼しても、本当に違法材混入を防止できるデューデリジェンスの方法ではなく、コンサルタント会社自身にとって費用対効果が高い方法を提案してくるので有益ではないと考えている。

(A) 情報収集

当社は、元々は中国の木材マーケットで様々なサプライヤーから商品を調達していたが、2年前から中国の5社の製材業者にサプライヤーを絞った。この5社にとっては当社が主な顧客となっているため、当社によるコントロールが効きやすい。5社のうち主なサプライヤーは大連に所在するが、当社は大連に駐在員を置き、サプライヤーの監視を行っている。

サプライヤーは中国の木材輸入問屋経由でヨーロッパオーク材（主な伐採国はフランス）を輸入してフローリングを製造しているが、当社に販売する分の原材料についてはB社とサプライヤーの共同発注とし、原材料の調達先からのインボイスや伐採国での伐採許可などの情報をすべて共有させて確認している。さらにその原材料から製造した製品は上位～下位グレードを取捨選択せず全量を同一価格で購入し、入荷量・出荷量データを比較して矛盾がないかを確認することによって、サプライヤーが他のソースから購入した低価格の違法材やその製品を混入しようとするインセンティブを抑制している。

(B) リスク評価

当社が主に取り扱っている中国で加工されたヨーロッパオーク材は、ロシア産オークなどの違法材が混入されるリスクが高いと考え、念入りなデューデリジェンスを実施している。ただしロシアから中国へのオーク材の輸出は、現在はロシア政府の取り締まりが厳しくなり減少している。また、過去10年の間にロシア産オークはヨーロッパ産オークよりも価格が高くなったので、違法に伐採されたロシア産オークが混入されるリスクはかなり減っていると考えている。

一方、合板（Multiplex）についてはすべてFSC認証材であり、低リスクと考えており、リスク低減措置などは行っていない。特にインドネシア材は欧州委員会が認めたFLEGTライセンス材であり、自社によるデューデリジェンスは不要である。またMDFはEUTRの対象外であり、デューデリジェンスの必要はない。

(C) リスク低減措置

当社のサプライヤーの製材機械は、当社が共同購入している。製材を行う際、まず原木を化学処理した後、煮て、製材し、冷却させるが、この製材の際に、製材機械の種類ごとに特徴的な切断面になる。当社は共同購入した製材機械で製造した木材製品の切断面の特徴を把握しており、他の製材機械で製造された木材製品が混入された場合に切断面の特徴から識別できることもある。

DNAによる分析については、木材分析会社に相談したが、時期尚早とのことで実施していない。また安定同位体による産地同定も実施していない。

当社は、以前はアフリカ、ブラジルなどからの熱帯材も輸入していたが、需要が減ったのと、サプライヤーが信頼できないため、他社への転売目的以外では現在行っていない。

③ 管轄官庁による検査

当社はこれまで、輸入している木材の合法性についてオランダの管轄官庁 (NVWA) からの指摘を受けたことはない。

④ EUTR による影響

当社はオランダの市場において EUTR 導入の影響はまだ限定的で、特に変化は起きていないと認識している。オランダの事業者の多くは EUTR を気にしていない。多くの事業者は小規模であり、管轄官庁はスタッフ数に対する仕事量が多すぎ、事業者の検査数が少ないことがその原因である。オランダにおける EUTR の定着にはなお時間を要すると考えている。

⑤ その他

当社は、欧州委員会は中国などの海外のサプライヤーの入荷量・出荷量のチェックなどの検査を行い、問題がないサプライヤーにはなんらかの認定を与えるようにすることが望ましいと考えている。そういった認定サプライヤーのリストなどがあると木材輸入事業者が違法伐採対策に取り組む際に有益と考えている。現在はオランダの木材輸入事業者間でも、どのサプライヤーが違法性のリスクが低いかという情報は共有されていない。

また EUTR は規則が細かすぎ、すべて遵守するのは不可能に近く、かえって虚偽の書類を蔓延させている。このため EUTR は規制対象を絞り、合法性を確保することを強化し、違法伐採抑制に実際に効果を上げるように運用されるべきであると考えている。

(3) C社

① 基本情報

C社は1961年創業で、主にフローリング製造用のヨーロッパオーク材の輸入・卸売事業を行っている。販売量の70%はフローリング製造会社向けで、残りは家具製造会社向けである。小売りは行っていない。ヨーロッパオークのフローリングは依然としてEUで人気がある。当社の主な販売先は、以前はオランダ国内の木材関連業者であったが、各社のEU各国への移出に従い、当社の販売先もオランダからEU域内へと拡大してきた。

当社が取り扱っている木材の98%はヨーロッパオーク材で、他はセイヨウトネリコなど

である。丸太換算⁵³で年間6~8万m³の木材製品を入荷しているが、その50%はEU内（フランス8割、ドイツ2割）、残り50%はEU域外（ウクライナ89%：3万m³、他にロシアなど）から調達している。B社とは異なり、中国からは輸入していない。またフランス、ドイツの木材はほぼすべてPEFC認証材である。

当社は以下の3拠点を持つ。

- オランダ本社

ウクライナ、フランス支社からの製品を販売。サプライヤーからの直接購入は行っていない。オランダにおけるフローリング材の販売量は年間2万m³である。

- フランス支社

20-30年前に設立。10近いサプライヤー（製材工場）から製材品を入荷するほか、自社の2つの製材工場でも加工を行っている。製品の一部をオランダの本社に送る他、自らも販売を行っている。原材料の50~60%はフランス国立森林公社（Office national des forêts：ONF）管理の国有林・公有林から供給され、残りは地域の原木市場から調達されている。

- ウクライナ支社

12年前に設立し、5年前に規模を拡大した。5つの集材チームによってウクライナ国内の30~40のサプライヤー（製材工場）から製材品を調達しているほか、自社の製材工場でも製材を行っている。全量をオランダの本社に送っており、ウクライナ国内での販売は行っていない。オランダに輸入する際は、税関によってインボイス、梱包リスト、原産地証明、防腐・防蟻処理証明書などがチェックされる。ウクライナのサプライヤーのほとんどは民間企業である。原木はウクライナ西部の民有林、公有林の両者から供給されている。公有林からはオークション形式で原木が販売される。

当社の調達先のうち、デューデリジェンスが必要となるのはウクライナから輸入している木材であるが、当社はEUTRの導入以前の15~20年前からウクライナ産材について現地情報の収集を含むデューデリジェンスを行い、Control Union社による第三者合法性確認を受けるとともに、PEFCのCoC認証を取得している。

現在の売上の内、40%は認証材、60%は非認証材として販売している。原木の供給源の内、フランスとドイツは認証林由来だが、ウクライナは非認証林由来である。ウクライナにはPEFC認証材のサプライヤーは存在せず、FSC認証材は国営製材会社のみであり、認証材を調達することは難しい。しかし当社が販売をする際には、フランス・ドイツ産の認証林由来オーク材製品とウクライナ産の非認証林由来オーク材製品の総量に対し、認証材の占める

⁵³ なお扱っているフローリング材の丸太換算率は30~40%とのことであった

割合分について認証材として販売する権利を得るボリュームクレジット方式を採り⁵⁴、このことによってウクライナ産オークの一部も認証材として販売することを可能としている。ボリュームクレジット方式は15～20年前から存在し、ウクライナ産オークの方がフランス・ドイツ産よりも品質が良く（年輪が詰まっている、節が少ない）、認証材として販売したいため、この手法を用いている。しかしこの手法を用いるためには、ウクライナ産木材についてもPEFCの管理材（＝合法材）としての認証を受けることが要件となっているためControl Union社による第三者合法性確認を受けている。

このような取組のため、当社はEUTR導入以前からデューデリジェンスシステムを持ち、運用しており、EUTRに対応して特に追加的にすべきことはなく、EUTRの基準を満たすことは容易であった。

② デューデリジェンスシステム

(A) 情報収集

当社のウクライナ支社は、ウクライナ国内のサプライヤーの製材工場に、契約の前に合法的に伐採された木材であるという誓約書を書かせている。また製品の伐採許可証なども提出させている。

ウクライナ支社からオランダ本社への輸出の際にはウクライナ森林局によってもチェックを受け、原産地証明書が交付される。この原産地証明書を合法性の根拠としている。

(B) リスク評価

当社は、支社をウクライナ国内に置いてサプライヤーをよく把握し、以下のリスク低減措置で説明するようにウクライナ国内で合法性を確認してからオランダに輸入しているため、ウクライナのサプライヤーから直接木材を輸入しているEU内の同業他社に比べ、違法材の混入リスクを低減することができていると考えている。

なおウクライナ産木材の中では、小規模な私有林由来の木材は、特に合法性の確認が難しいと認識している。

(C) リスク低減措置

ウクライナでは国立林業イノベーション・分析センター（Forest Innovation and Analysis Centre：LIAC）⁵⁵が全国の立木、原木の輸送、製材工場の入荷に関し、データを収集し、オ

⁵⁴ PEFC 2015年 CoC 基準 < http://www.pefcasia.org/images/2017/04/PEFC_ST_2002_2013_J_2nd.pdf >

⁵⁵ <https://www.ukrforest.com/>

オンラインデータベースで管理している⁵⁶。当社のウクライナ支社はウクライナ国内のサプライヤーに提出させた伐採許可証の妥当性を LIAC に確認してもらっている。このプロセスは少なくとも 8 年前から実施している。ウクライナの違法伐採はしばしば NGO などの批判を受けているが、LIAC が各製材所の入荷量と出荷量をモニタリングしているので、ウクライナ国内で違法材を大量に調達できない状況になってきていると考えている。

③ 管轄官庁の検査

当社は、これまで、オランダの管轄官庁から問い合わせを受けたことも、検査を受けたこともない。PEFC の審査は毎年あり、当社の取引全量はその審査対象となっているのがその理由かもしれないと考えている。

(4) D 社

① 基本情報

D 社はベルギーのウェスト＝フランドレン州に所在する、EU 最大規模の無垢材輸入事業者である。1883 年に創立され、当初は馬車製造を行っていたが、木材輸入業に業種転換した。顧客はベルギー、オランダ、フランスなどの大規模取引業者であり、小売りは行っていない。

当社は主に製材品の輸入を行っており、他にドア、窓枠、フローリング、ウッドデッキなども取り扱っている。原木輸入は全体量の 1% 以下で、コンゴからの輸入を行っている⁵⁷。木質パネルの輸入は行っていない。扱っている木材はほとんどが天然木で、植林木はラジアタパインぐらいである。植林木のプランテーションはモノカルチャーで病害虫に弱く、環境に良くないと考えている。輸入は全量、アントウェルペン (=アントワープ) 港を通して行っている。現在も取引のあるサプライヤー数は約 200 で、上位 10 社からの調達量が全体量の 33% を占める。

全輸入量は年間 14 万 m³ で、内訳は以下のとおりである。

量ベース

- 針葉樹：EU (スウェーデン、フィンランド、ノルウェー)、ロシア：60%
- 広葉樹：ブラジル、西アフリカ、東南アジア：30%
- 米国産広葉樹＋針葉樹：10%

価格ベース

- 針葉樹：40%

⁵⁶ <https://www.ukrforest.com/eod>

⁵⁷ ただし貯木場にはカメルーン、コートジボワール、ガボンなどからの原木も置いてあった。以前輸入したものの説明を受けた。

- 広葉樹：60-70%

主な輸入先は以下のとおりである。

- フィンランド、スウェーデン、ノルウェー：ほとんど全て認証材。
- 西アフリカ（カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ガボン）：
以前はコンゴ共和国、コンゴ民主共和国からも輸入していたが、合法性を確保することが困難なため現在は輸入をしていない。認証材が 60-70%を占める。ただし事業者（オペレーター）として直接輸入している分の中では 70-80%。取引業者（トレーダー）として EU 域内の他社から購入している分の中ではもっと低い割合である。アフリカのサプライヤー（製材所）はそれぞれ 3, 4 の伐採コンセッションから原料調達をしており、さらにそれぞれの伐採コンセッションは 25 年間ローテーションの択伐をおこなっていて、規模が大きい。
- 南米（ほとんどはブラジル。他にペルー、ボリビア）：
デッキ材などを輸入している。ブラジルでは CoC 認証製材工場数が少なく、ブラジル産材のうち認証材は 40-50%ぐらいである。またブラジルの伐採コンセッションはアフリカに比べ規模が小さいため、船荷ごとに様々なコンセッションからの木材が混ざる。このため西アフリカ産材に比べ、ブラジル産材は合法性の確認が難しい。
- インドネシア：
インドネシアの木材は全て FLEGT ライセンス材だが、特にデッキ材用のメルバウは FSC 材を輸入している。
- マレーシア：
メルポー、セラヤ、DUC（Dark Uniform Color）などを輸入している。すべて PEFC 認証材である。森林管理区（FMU）やコントラクターの伐採業者まで確認しようとしているが、難しい。
- 米国：広葉樹はすべて非認証材である。小規模な私有地からの出材が多い。
- その他：カナダ、ロシア

針葉樹については 100% 認証材を輸入している。なお中国、ベトナムからは輸入していない。以前はミャンマーからもチークを輸入していたが、現在は停止している（(c)リスク低減参照）。

② デューデリジェンスシステム

当社は、取り扱う製品ごとのリスク低減措置の必要性を以下のように理解している。

- CITES 輸出許可証、FLEGT ライセンス材（インドネシア材）：グリーンレーン（＝デューデリジェンス必要なし）。
- FSC、PEFC 認証材、OLB（Origin Legal Bois/Verified legal timber）合法性確認材：デュ

ーデリジェンスが必要。

- その他：デュエデリジェンスが必要。

全輸入量の内、非認証材など 1.3 万 m³ について自社でデュエデリジェンスをおこなっており、そのために年間 15 万ユーロを使っている。2 か月ごとに社内会議を行い、サプライヤーごとに合法性を評価している。基準に満たなければ取引停止としている。なお 2025 年までには全量を認証材としたいと考えている。

また業界団体の FEDUSTRIA とは週に 2-3 回の頻度で情報交換を行っている。伐採国の情報については監視団体よりもよく知っているという自信があり、監視団体による確認は依頼していない。むしろ監視団体の Control Union 社が伐採国の情報について当社に問い合わせに来たことがあった。

(A) リスク評価

当社はリスク評価のための情報の収集は NEPCon Sourcing Hub を主に利用しているが、情報量が多すぎるために使いづらいと感じている。WRI が構築した Open Timber Portal⁵⁸も、「サプライヤーのコンセッションが伐採許可などの書類を取得しているか」の確認などに使っている。他にも Forest Plus（軍用の衛星画像のプラットフォーム）、Global Traceability⁵⁹ のデータを参考にすることもある。なおリスク評価の基準として、腐敗認識指数（CPI）⁶⁰ が広く用いられるのは、CPI が低い国のサプライヤーに対して不公平で適切ではないと考えている。また FSC、PEFC 認証材（インドネシア、マレーシア、アフリカ）については、デュエデリジェンスの対象であると認識しているが、リスクが低いとして実際には追加的な確認を行っていないことが多い。

(B) リスク低減措置

国別の措置

- ブラジル

ブラジルには当社のエンジニアが駐在しており、合法性確認の業務も担当している。ブラジル材について、ベルギーの管轄官庁からは、ブラジル政府からの「木材製品輸送許可書 (GF3)」のみでは合法性の根拠として不十分と言われており、IBAMA（ブラジル環境・再生可能天然資源院）からデータをもらい、合法性の根拠としてサプライヤーから提供された情

⁵⁸ カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ人民共和国の伐採事業者が、各種許可証や森林認証の取得状況を提供する情報プラットフォーム

⁵⁹ <https://www.global-traceability.com/>

⁶⁰ EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書第 4 章において、伐採国政府が交付した公文書の信頼性を考慮する際の情報源の一つとして挙げられている。

報の確認を行っている。また丸太のサイズや樹種などを確認し、サプライヤーからの報告と齟齬がないかの確認を行っている。さらにブラジル政府のサイトから、サプライヤーごとの禁輸措置情報をチェックし、該当していたらなぜ禁輸措置になっているかを調べ、深刻な問題であれば取引を停止している。

- 西アフリカ

ベルギーの管轄官庁からの指示に従い、非認証材についてはすべての船荷について、外部の検査会社に年一回、現地で合法性確認をさせている。その費用は認証材と非認証材の価格差と同程度かかっている。

なお一部のサプライヤーは当社による合法性確認の結果を、FSC や OLB に申請するのに活用している。

- ミャンマー

当社は以前はミャンマーチークも輸入していたが、現在は停止している。ベルギーの管轄官庁はミャンマーチークについて、ミャンマー木材公社 (Myanmar Timber Enterprise : MTE) からの書類では合法性の証明にならないと言明し、切り株までのトレーサビリティを求めているが、現在のミャンマーの制度では製材品ではそこまでトレースバックすることは不可能である。

種名・産地の確認

当社は木材から産地を特定する手法として、特殊レンズによって材の中のカビやバクテリアを撮影し、同定するソフトを IBM と共同開発しようとしている。この技術はすでにブランド品のカバンの真贋判定、オリーブオイル、偽薬 (アスピリンなど)、リカー (ウイスキーなど) などに用いられている。

③ 管轄官庁による検査

ベルギーの管轄官庁の検査は事業者 (オペレーター) としては何度も受けている。当社は大手であり、NGO のレポートで常に名前を出されるためと思われる。ベルギーには 6,000 事業者がいるにも関わらず、いつも当社を含めた大手 6 社が検査対象となっている。なお取引業者 (トレーダー) として EU 域内の他事業者から調達した木材について管轄官庁の検査を受けたことはない。

ベルギーは元々 EUTR の執行が弱かったため、NGO などから「違法木材の EU への抜け穴 (loophole)」と批判され、欧州委員会からの勧告に基づき 2017 年から管轄官庁の取り締まりが厳しくなった。

また、ベルギーの監督官庁は、アントウェルペン港の税関データをもとにベルギーの事業者に対して検査を行っているが、アントウェルペン港は、オランダ、ドイツの木材輸入事業者も木材輸入に利用している。にもかかわらず、彼らはベルギーの管轄官庁の検査対象になっていない。また家具輸入事業者も検査対象となっていないが、将来は検査対象になるだろうと言われている。

④ EUTR 導入による影響

EUTR に対応するため、世界中の情報を収集するのに非常に手間がかかる。その結果、新しいサプライヤーから木材を買わなくなり、取引先が固定化するようになり、ブラジルなどのサプライヤーとのパートナーシップ関係が強化された。業界全体では EUTR の導入の影響で木材輸入事業者は減少し、EU 域内産の木材の使用が増えた。一方で、合法性が怪しい木材の取引は減った。特にイギリスでは EUTR の執行基準が厳しく、数事業者は自社での輸入を止め、取引業者として当社が輸入した製材品を購入するようになった。しかしベルギーの管轄官庁の検査基準も厳しくなっており、今後どうなるかはわからない。また Brexit の結果どうなるかも不明である。

⑤ その他

当社の卸先には、原産国、樹種名を提供している。特にイギリスの事業者に対してはブラジルの認証材について、製材工場の情報まで提供している。

海外のサプライヤーに対し、自社でデューデリジェンスを行うのはコストがかかるので、他社と共同で実施できるとよい。欧州委員会はアフリカなどのサプライヤーの森林認証取得支援などにより資金を使ってほしい。また、木材輸入事業者の検査ではなく、FLEGT VPA 国を増やすことに力を入れてほしいと考えている。